

# ながくて 福祉ガイド

## 高齢者編

令和7年度

『ながくて福祉ガイド』は、  
子育て編、障がい編、高齢者編の3冊に  
分かれています。  
利用される方の状況や目的に沿って、  
分かりやすく、利用しやすいようにまとめ、  
相互に関連する部分を表記するなどの工夫をしています。

長久手市

令和  
7年度

# ながくて 福祉ガイド

## 高齢者編



表紙のグラデーションデザインは、「2023 長久手市福祉まつり」において「ふくしのイラストづくりワークショップ」の来場者が描いたグラデーションを、名古屋学芸大学の学生団体「パラジウム」のみなさんがパターン化したデザインです。

# もくじ

## 1 ライフステージごとの支援は

4

■サービス・医療など ■相談

## 2 いつまでも健康で自分らしく生活するために

6

■愛・ながくて夢ネット ■介護予防・日常生活支援総合事業  
■どこでもいきいき教室 ■いきいきサロン  
■ワンコインサービス事業

## 3 高齢者福祉サービスを受けるには

10

### 65歳以上の方へ

10

■あったかあど(赤) ■高齢者外出促進事業  
■車いすの貸出  
■N-バス ■N-バス利用の割引  
■自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助事業  
■特殊詐欺対策電話機等購入費補助事業  
■民間木造住宅耐震シェルター整備費補助制度  
■インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症予防接種  
■高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種 ■带状疱疹予防接種

### 65歳以上のひとり暮らしの方、75歳以上の方のみの世帯の方へ

16

■高齢者配食サービス事業 ■緊急通報システム事業

### 65歳以上の方のみの世帯の方へ

17

■家具転倒防止事業

### 見守りに関すること

18

■長久手市地域見守り安心ほっとライン  
■長久手市避難行動要支援者支援事業(みまもり台帳)  
■認知症サポーター養成講座

### 給付金について

19

■在日外国人高齢者福祉給付金 ■はやぶさ資金貸付制度

### 介護保険の要介護3以上の方、要介護認定の申請中の方へ

20

■紙おむつ助成事業 ■訪問理美容サービス事業  
■家具転倒防止事業 ■福祉有償運送

### 認知症の方への支援

22

■認知症家族交流会 ■認知症カフェ「オレンジクレーテカフェ」  
■認知症高齢者等家族支援事業 ■行方不明高齢者保護ネットワーク事業  
■認知症高齢者等個人賠償責任保険事業

### その他のサービス

24

■確定申告用障害者控除対象者認定書の発行  
■高齢者診断書料補助金 ■日常生活自立支援事業

## 4 介護保険制度を利用するには

26

- 介護保険加入者 ■介護保険被保険者証の交付 ■介護サービスの利用
- 自宅でサービスを利用しながら暮らしたい ■施設などで暮らしたい
- 介護予防・日常生活支援総合事業の利用
- 介護サービス及び介護予防・生活支援サービスの利用負担額 ■介護マーク

## 5 高齢者のための医療制度は

32

- 後期高齢者医療制度 ■後期高齢者福祉医療費支給制度
- 後期高齢者医療制度の限度額適用及び食事代の減額

## 6 生きがいつくりのサポートは

34

- シニアクラブ ■シルバー人材センター ■ボランティアセンター

## 7 地域の相談員さんは

36

- 民生委員・児童委員 ■主任児童委員 ■人権擁護委員

## 8 成年後見制度とは

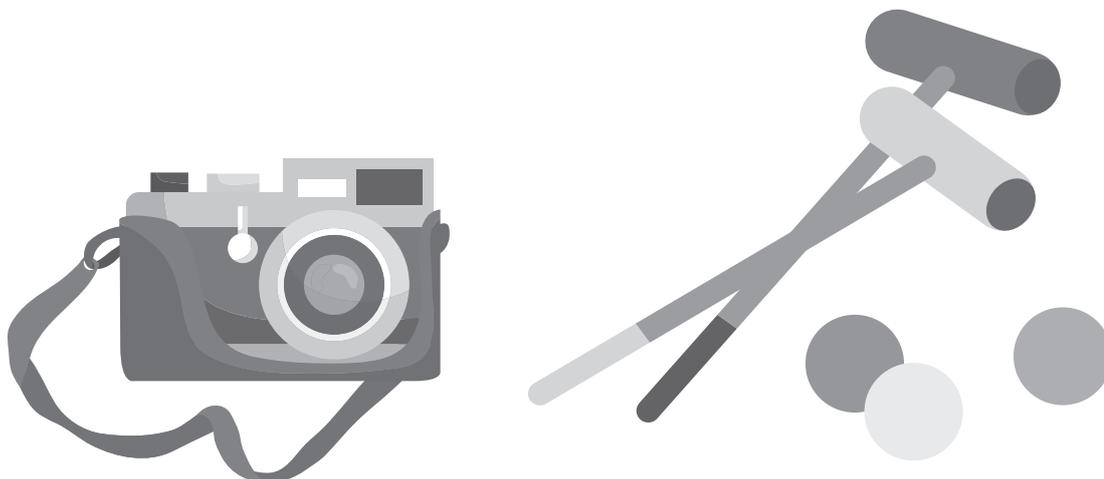
38

- 成年後見制度 ■尾張東部権利擁護支援センター「あすライツ」

## 9 お困りの際の相談先は

39

- 地域包括支援センター ■尾張東部権利擁護支援センター「あすライツ」
- 認知症に関する相談窓口 ■介護サービス事業者への苦情など
- 高齢者虐待対応窓口 ■年金に関する相談窓口 ■住まいに関する相談窓口
- 法律に関する相談窓口 ■各種相談窓口



# 1 ライフステージごとの支援は

年齢	成人			前期高齢者
	40歳	60歳	65歳	70歳
サービス・医療など				<ul style="list-style-type: none"> <li>■ あったかあど（赤） ⇨ 10</li> <li>■ 民間木造住宅耐震シェルター整備費補助</li> <li>■ 高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種 ⇨ 15</li> </ul>
				<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 高齢者配食サービス事業 ⇨ 16</li> </ul>
				<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 認知症サポーター養成講座 ⇨ 18</li> <li>■ 訪問理美容サービス事業 ⇨ 20</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 認知症家族交流会 ⇨ 22</li> <li>■ 認知症カフェ ⇨ 22</li> <li>■ 行方不明高齢者保護ネットワーク事業 ⇨ 23</li> </ul>			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 介護保険制度 ⇨ 26</li> </ul>			
				<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 後期高齢者医療制度 ⇨ 32</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ シニアクラブ ⇨ 34</li> <li>■ シルバー人材センター</li> </ul>			
相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 長寿課（いきいき長寿係）</li> </ul>			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 日常生活自立支援事業 ⇨ 25</li> <li>■ 民生委員 ⇨ 36</li> <li>■ 尾張東部権利擁護支援センター ⇨ 39</li> <li>■ 介護サービス事業者への苦情など ⇨ 40</li> <li>■ 年金に関する相談窓口 ⇨ 41</li> </ul>			

年齢や条件、場面に応じて様々な支援を受けることができます。

後期高齢者

75  
歳

80  
歳

85  
歳

制度 ⇨ 14

- 高齢者外出促進事業 ⇨ 10
- インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症予防接種 ⇨ 15
- 带状疱疹予防接種 ⇨ 16

- 緊急通報システム事業 ⇨ 17
- 家具転倒防止事業 ⇨ 17
- 長久手市地域見守り安心ほっとライン ⇨ 18

- 紙おむつ助成事業 ⇨ 20
- 福祉有償運送 ⇨ 21

- 認知症高齢者等家族支援事業 ⇨ 22
- 認知症高齢者等個人賠償責任保険事業 ⇨ 23

- 後期高齢者福祉医療費支給制度 ⇨ 32

⇨ 34 ■ ボランティアセンター ⇨ 35

・ 介護保険係 )

- 地域包括支援センター ⇨ 39
- 認知症に関する相談窓口 ⇨ 40
- 高齢者虐待対応窓口 ⇨ 40
- 住まいに関する相談窓口 ⇨ 41
- 法律に関する相談窓口 ⇨ 42
- 各種相談窓口 ⇨ 42

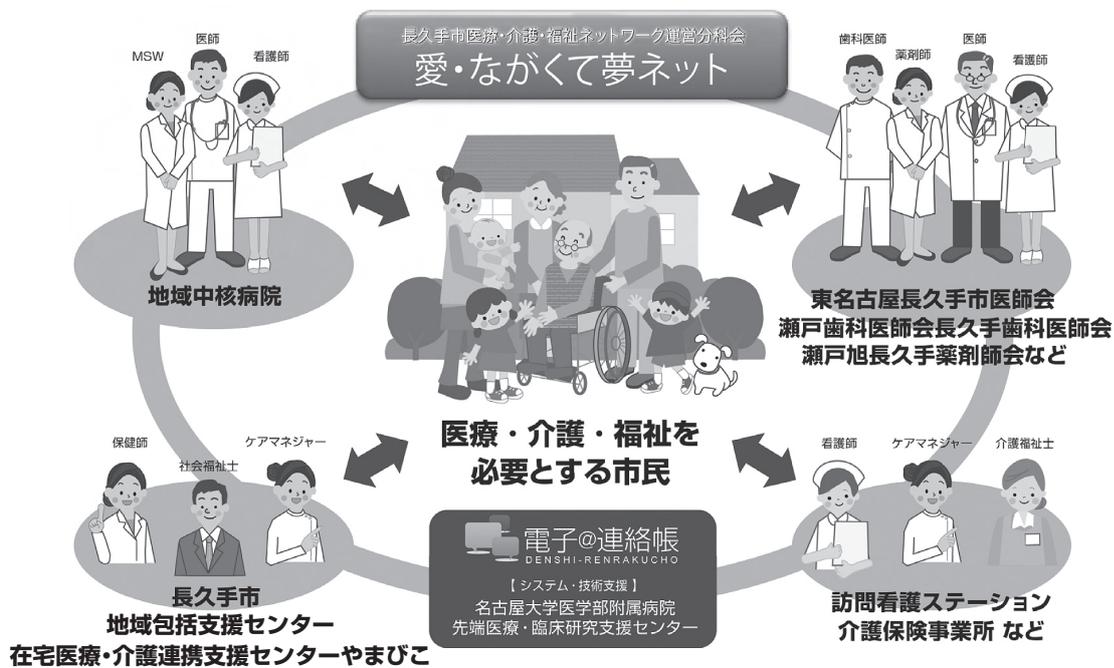
# 2 いつまでも健康で自分らしく生活す

## 愛・ながくて夢ネット

愛・ながくて夢ネット(長久手市医療・介護・福祉ネットワーク事業)は、医療・介護・福祉の専門職等が電子@連絡帳システム(多職種情報共有基盤)を活用して連携し、市民のみなさんが住み慣れたまちでいつまでも自分らしい生活を続けていくことができるように支援する事業です。

電子@連絡帳は、みなさんを支える専門職のみが情報を共有するセキュリティの高いシステムです。医師やケアマネジャー等から利用を薦められた時は、ご理解、ご協力をお願いします。

### 愛・ながくて夢ネット運営体制



### 愛・ながくて夢ネットポータルサイト

<https://ptl.iiij-renrakucho.jp/nagakute/>

愛・ながくて夢ネットについての概要、現時点での参加機関等を掲載しています。

問合せ先

長寿課 いきいき長寿係：☎ 56-0631 FAX 63-2940

# るために

市民のみなさんをはじめとした多くの主体による、地域での健康づくり、支え合い活動を推進します。また、一人ひとりに役割と居場所があること、そして地域の中で健やかに暮らせる仕組みをつくっていきます。

## 介護予防・日常生活支援総合事業

介護保険制度の改正により、平成29年3月から介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」）を開始しました。一人ひとりに役割と居場所があり、いつまでも健康で自分らしく暮らしていくために、その方の状態や必要性に合わせたサービスが利用できます。総合事業は、大きく2つの事業で構成されています。

### ①介護予防・生活支援サービス

- ・訪問型サービス（ホームヘルプ）、通所型サービス（デイサービス）

**対象者**

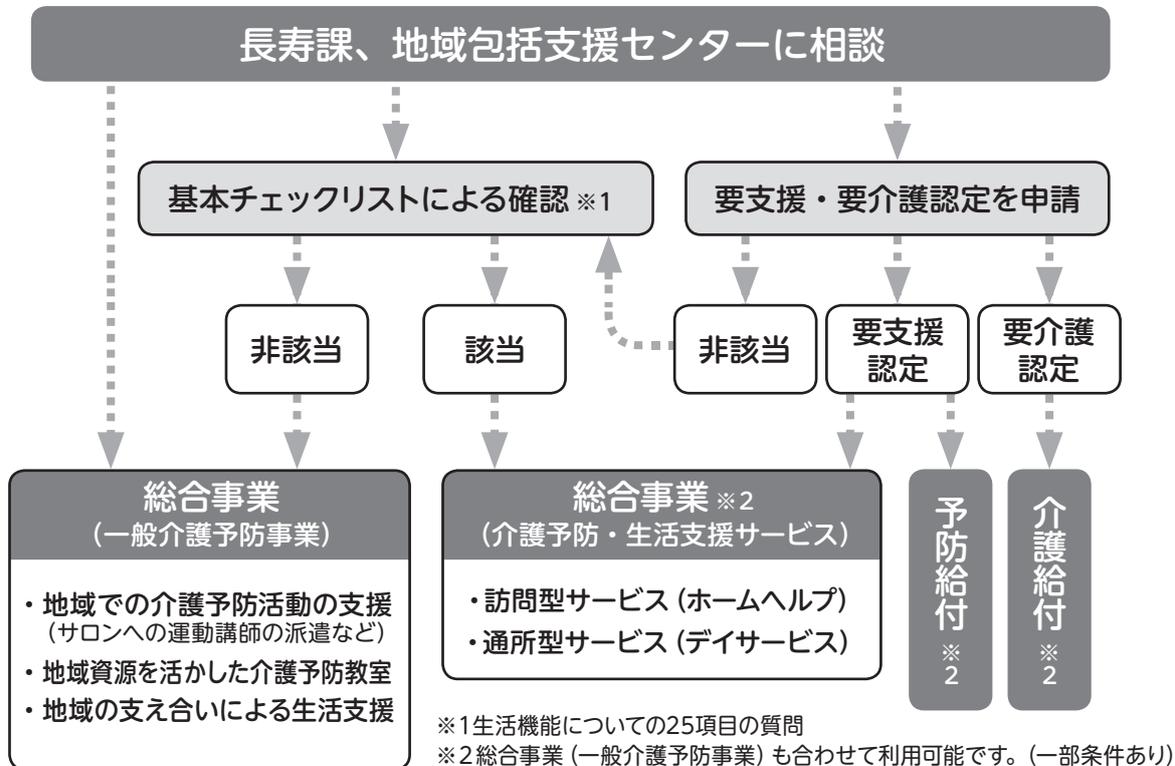
- ・要支援1・2の方
- ・基本チェックリスト※1により対象と判定された方

### ②一般介護予防事業

- ・内容は8～9ページを参照してください。

**対象者**

- ・主として65歳以上の方



問合せ先 ▶ 長寿課 いきいき長寿係：☎ 56-0631 FAX 63-2940

## どこでもいきいき教室

高齢者を中心とした地域での集まりに対し、  
無料で理学療法士等講師を派遣します。  
(回数など条件あり)



問合せ先

長寿課 いきいき長寿係：☎ 56-0631  
FAX 63-2940

## いきいきサロン

介護サービス事業所等で、専門職による介護  
予防プログラムを取り入れたサロンを開催して  
います。

(日程や場所等、詳細は市ホームページもしくは  
長寿課いきいき長寿係にお問い合わせください)



問合せ先

長寿課 いきいき長寿係：☎ 56-0631  
FAX 63-2940

## ワンコインサービス事業

ちょっとした困りごとのお手伝いを地域の有償ボランティアの方が行き、地域の中で支え合って、高齢者が安心して暮らせるまちをつくっていくための事業です。



### 利用できる人

- 市内にお住まいの
- ①65歳以上のひとり暮らしの方
  - ②75歳以上のみの世帯の方
- ※登録が必要です。

### 支援できる人

原則として市内で活動されている60歳以上の方、60歳未満の方でも登録できます。(高齢では実施が難しいサポートをする場合など)  
お一人でも、グループでも登録できます。

### サービス内容

- 日常生活に必要な簡単な困りごとのお手伝い
- ①10分以内…100円(ゴミ捨て、電池交換、郵便物の投函など)
  - ②30分以内…500円(草取り、買い物代行、簡単な掃除など)
- ※草取りや買い物代行など、プラス500円で30分延長可能です。(最大1時間まで)

※まずはお電話ください。

### 問合せ先

長寿課 いきいき長寿係：☎ 56-0631 FAX 63-2940

# 3 高齢者福祉サービスを受けるには

## 65歳以上の方へ

### あったかあど(赤)

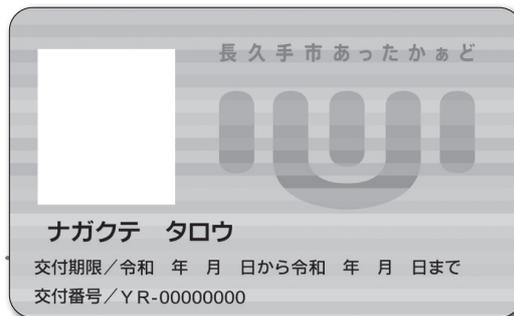
- ①福祉浴室・歩行浴室が、1回300円で利用できます。  
(年度内10回までは無料で利用可能)
- ②協賛店で特典が受けられます。  
(長久手温泉ござらっせの優待料金での利用等)

対象者

- ・満65歳以上の方
- ・満12歳以上の各種障害者手帳を  
交付された方

必要なもの

- ・保険証等の身分証明となるもの
- ※長寿課窓口のほか、福祉の家でも受付をしています。  
その場で写真撮影を行います。



問合せ先

長寿課 いきいき長寿係：☎ 56-0631 FAX 63-2940

### 高齢者外出促進事業

年度ごとにひとり1回1,000円分のマナカチャージ券を交付します。  
また、運転免許証の自主返納者には、自主返納した日から1年以内の申請で、  
別に5,000円分のマナカチャージ券または6,600円分のN-バス回数券を交付します。



対象者

- ・満65歳以上の方

必要なもの

- ・保険証等身分証明となるもの
  - ・運転免許証の自主返納者・・・警察署が交付する運転免許の自主返納を確認できる書類  
(自主返納日の記載があるもの)
- ※運転経歴証明書では、返納日が確認できないため申請できません。

マナカチャージ券をリニモ等でご利用いただくにはリニモ(愛知高速交通(株))の有人駅(藤が丘駅、愛・地球博記念公園駅、八草駅)でご自身のマナカに交付された金額をチャージする必要があります。チャージの方法は、交付されたチャージ券とご自身のマナカをお持ちになり、駅員に直接チャージを依頼してください。  
※マナカ以外のICカードへのチャージはできません。

問合せ先

長寿課 いきいき長寿係：☎ 56-0631 FAX 63-2940

満65歳以上の方は、年齢や要件により、  
様々な高齢者福祉サービスを受けることができます。

## 車いすの貸出

ケガ等で一時的に車いすが必要な方に貸出しします。

対象者

ケガ等で一時的に車いすが必要な方で、  
社協の会員であること  
(その他条件あり)

費用

無料(社協会員であること)

対象となる  
福祉機器

機器の種類	貸出期間
車いす	貸出日より3か月 *延長は1回まで可能(3か月以内)

申請・問合せ先

長久手市社会福祉協議会：☎ 62-4700 FAX 64-3838

## 65歳以上の方へ

### N-バス

#### ①フリーパス券（乗り放題券）

1か月	3か月	6か月
1,500円	3,700円	6,300円

#### ②回数券

100円券11枚つづり1,000円

#### 対象者

- ・市内在住の  
満65歳以上の方

#### 販売 場所

- ・(社)長久手市シルバー人材センター
  - ・ながくて観光交流サポートセンター
  - ・名鉄バス藤が丘出札(定期券売り場)
  - ・福祉の家 長久手市社会福祉協議会窓口
  - ・ヤガミホームヘルスセンター  
(愛知医大病院 愛すまいる内)
- 市役所及びバス車内では販売しません。

#### 必要な もの

- ・保険証等の身分証明となるもの

※障がいのある方等がN-バスを利用するとき、本人と付き添いの方1人の運賃が無料になります。  
詳しくは、下記をご確認ください。

#### 問合せ先

安心安全課：☎ 56-0611 FAX 63-6585

### N-バス利用の割引

障がいのある方等がN-バスを利用するとき、本人と付き添いの方1人の運賃が無料になります。

#### 対象者

- ①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、  
被爆者健康手帳を交付された方と付き添いの方1人
- ②介護保険法による介護認定者(要支援者含む)と付き添い  
の方1人

#### 割引額

無 料

#### 手続き

- ①の方は  
降車の際に障害者手帳または無料乗車券を提示してください。  
\* 障害者手帳(被爆者健康手帳を除く)の代替としてマイナポータル連携された  
ミライID(スマートフォンアプリ)に限り、ご利用いただけます。
- ②の方は  
降車の際に無料乗車券を提示してください。  
\* 無料乗車券については、市役所福祉課、長寿課または安心安全課窓口で申請の上、  
交付を受けてください。(郵送申請可)



ミライID  
ホームページ

#### 申請・問合せ

安心安全課：☎ 56-0611 FAX 63-6585

## 自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助事業

自転車乗車用ヘルメット購入費の一部を補助します。

### 対象者

- ・当該年度に満65歳以上となる市内在住の方

### 対象となるもの

- ・新品のヘルメットで、当該年度中に購入し、次の安全基準を満たすもの  
SG / JCF / CE(EN1078) / GS / CPSC  
いずれかの安全マーク入り

### 補助金額

購入費の2分の1で、上限2,000円まで（一人1個で1回限り）

### 必要なもの

- ・領収書等の写し（レシートは不可）
- ・金融機関の通帳など口座番号がわかるもの
- ・印鑑

※申請は、購入年度内に限ります。

問合せ先

安心安全課：☎ 56-0611 FAX 63-6585

## 特殊詐欺対策電話機等購入費補助事業

特殊詐欺対策電話機等の購入費の一部を補助します。

### 対象者

- ・当該年度に65歳以上となる市内在住の方

### 対象となるもの

- ・通話録音装置 固定電話に取付け、通話内容を録音する機器で、電話着信時に通話内容を録音することを自動で相手に伝える機能を有する機器
- ・着信拒否装置 固定電話に取付け、管理サーバーに登録された迷惑電話を発信する電話番号からの着信を自動で判別し、着信を拒否または通知する機能を有する機器
- ・通話録音装置の機能または着信拒否装置の機能を内蔵する固定電話機

### 補助金額

購入費の2分の1で、上限5,000円まで（1世帯で1回限り）

### 必要なもの

- ・領収書等の写し
- ・設置費等を含む場合、内訳がわかる明細書（該当者のみ）
- ・カタログ等、特殊詐欺対策電話機等の機能が確認できるもの
- ・金融機関の通帳など口座番号がわかるもの
- ・印鑑

※申請は、購入年度内に限ります。

問合せ先

安心安全課：☎ 56-0611 FAX 63-6585

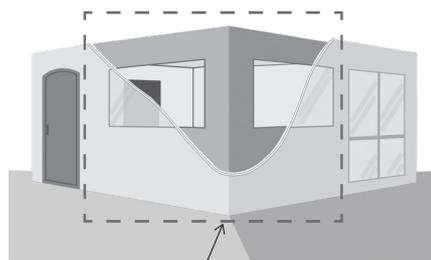
## 民間木造住宅耐震シェルター整備費補助制度

地震発生時における木造住宅の倒壊等から避難弱者である高齢者、障がい者の生命を守るため、旧耐震基準木造住宅に耐震シェルターの整備を行う方に対し、30万円を限度にその整備に要する費用の一部を補助します。

### 補助の対象となる住宅

以下のすべてに該当する木造住宅

- ・昭和56年5月31日以前に着工された旧耐震基準木造住宅で、かつ、高齢者または障がい者が居住するもの。
- ・市が実施した無料耐震診断の判定値が0.4以下または一般財団法人愛知県建築住宅センターが実施した耐震診断の得点が40点以下と診断された旧耐震基準木造住宅。
- ・過去に長久手市民間木造住宅耐震シェルター整備費補助金交付要綱及び長久手市民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱による補助金の交付を受けたことのない住宅であること。



耐震シェルター



ベッド型耐震シェルター

### 対象者

- ・補助の対象となる住宅を所有する方  
(現にその建物に居住する方で所有者の同意が得られるものを含む)
- ・市税の滞納のない方
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に該当する暴力団員または暴力団員と密接な関係を有するものでない方

### 申込方法

まずは交付申請前に民間木造住宅耐震シェルター整備費補助金申込書を都市計画課に提出してください。

\* 受付は先着順です(4月受付開始予定)。

\* シェルター設置業者との契約は交付決定後としてください。

### 問合せ先

都市計画課 建築係：☎ 56-0622 FAX 63-2100

## インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症予防接種

対象者	次のいずれかの方 ①65歳以上の方 ②60～64歳の方で、心臓や腎臓、呼吸器の機能や免疫の機能に重い障がいのある方 (要事前申請)	実施時期	10月～1月(予定)
実施場所	市内または日進市・豊明市・東郷町の指定医療機関 * 指定医療機関以外で接種を希望する場合は、接種予定日の10日以上前に健康推進課へ要申請		
自己負担額	インフルエンザ 1,500円(予定) 新型コロナ 4,500円(予定)		
申込方法	上記対象者①の方には、事前に予診票を郵送します。 上記対象者②の方は、接種前に健康推進課へ申し込みが必要です。		
問合せ先	健康推進課：☎ 63-3300 FAX 63-1900		

## 高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種

過去に肺炎球菌ワクチンを接種したことがある方は対象外です。

対象者	次のいずれかの方 ①接種日の時点で65歳の方 ②60～64歳の方で、心臓や腎臓、呼吸器の機能や免疫の機能に重い障がいのある方 (要事前申請)
実施場所	市内または日進市・豊明市・東郷町の指定医療機関 * 指定医療機関以外で接種を希望する場合は、接種予定日の10日以上前に健康推進課へ要申請
自己負担額	2,500円(予定)
申込方法	上記対象者①の方には、誕生月の月末ごろに予診票を郵送します。 上記対象者②の方は、接種前に健康推進課へ申し込みが必要です。
問合せ先	健康推進課：☎ 63-3300 FAX 63-1900

## 65歳以上の方へ

### 带状疱疹予防接種

過去に带状疱疹ワクチンを接種したことのある方は対象外です。

実施時期 4月～3月末(予定)

#### 対象者

次のいずれかの方

- ①2025年度に65・70・75・80・85・90・95歳と、100歳以上になる人
- ②60～64歳の方で、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障がいをもつ方(要事前申請)

#### 実施場所

市内または日進市・豊明市・東郷町の指定医療機関

\*指定医療機関以外で接種を希望する場合は、接種予定日の10日以上前に健康推進課へ要申請

#### 自己負担額

ビケン(1回接種) 2,500円(予定)

シングリックス(2回接種) 7,000円/回(予定)

#### 申込方法

上記対象者①の方には、3月末ごろに予診票等を郵送します。

上記対象者②の方は、接種前に健康推進課へ申し込みが必要です。

#### 問合せ先

健康推進課：☎ 63-3300 FAX 63-1900

## 65歳以上のひとり暮らしの方、75歳以上の方のみの世帯の方へ

### 高齢者配食サービス事業

弁当の宅配による安否確認を行います。(原則手渡しで行います。)

#### 対象者

安否確認(安否確認かつ栄養管理)が必要で、身体的な理由により日々の買い物かつ調理等が困難な状態である次のいずれにも該当する方

①介護予防、生活支援サービス事業対象者または介護認定を受けており、介護サービスを利用している方(ケアプランを作成している必要があります。)

②満65歳以上のひとり暮らしの方または満75歳以上の方のみの世帯(高期高齢者世帯)

※同一敷地内や隣、2世帯住宅に家族がいる場合は対象外です。

#### 種類

昼食または夕食のうち  
いずれか1食

#### 利用回数

週1回～週7回

#### 宅配日

月曜日～日曜日

(業者により異なります)

#### 自己負担額

弁当価格から市が負担する300円/食(安否確認代)を除いた額

\*1か月ごとにまとめて業者に支払い

#### 申込み先

お住まいの地区の地域包括支援センター(P39参照)または担当ケアマネジャーにご相談ください。

#### 問合せ先

長寿課 いきいき長寿係：☎ 56-0631 FAX 63-2940

## 65歳以上のひとり暮らしの方、75歳以上の方のみの世帯の方へ

## 緊急通報システム事業

利用者が体調不良等の緊急時に通報装置のボタンを押すことや、人感センサーの見守りにより、通報センターにつながり必要に応じて救急車の手配等を行います。緊急事態と判断した場合は、委託業者による駆けつけも行います（家の鍵は預かりませんので、駆けつけ時に家が施錠されている場合は家の外からの確認となります。）。

## 対象者

次のいずれかの方

- ① 満65歳以上のひとり暮らしの方
- ② 満75歳以上の方のみの世帯（後期高齢者世帯）
- ③ 日中または夜間において、長時間にわたり独居状態になる身体障害者手帳1～2級の方

## 自己負担額

費用の1割を負担いただきます。  
1月あたり 220円程度  
(3か月ごとに口座振替で支払い)

## 必要なもの

・緊急連絡先(2人まで)の  
住所と連絡先がわかるもの

## 問合せ先

長寿課 いきいき長寿係：☎ 56-0631 FAX 63-2940

## 65歳以上の方のみの世帯の方へ

## 家具転倒防止事業

地震時におけるタンスや書棚などの転倒による被害を防止するため、家具転倒防止器具の取付けを行います。  
申請は同一世帯につき1回に限ります。

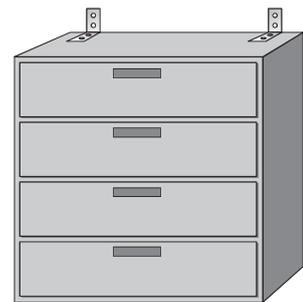
\* 家具の状態等により取付けできない場合があります。

## 対象者

次のいずれかの方

- ① 満65歳以上の方のみの世帯  
(世帯分離で65歳未満の人が同居している場合は、対象外となります。)
- ② 身体障害者手帳1または2級を交付された方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳1または2級を交付された方
- ④ 療育手帳AまたはB判定を交付された方
- ⑤ 介護保険の要介護3～5の方

\* 対象者が入院または施設入所中の場合は、対象外となります。



## 自己負担額

家具1点につき1,000円を超えた分の器具代

## 対象家具

タンス、食器棚、本棚、冷蔵庫、  
テレビなど合計4点まで

## 必要なもの

ご持参いただくものではありません。

## 問合せ先

長寿課 いきいき長寿係：☎ 56-0631 FAX 63-2940

## 見守りに関すること

### 長久手市地域見守り安心ほっとライン

市では、新聞販売店や郵便局、金融機関などみなさんの家庭を訪問する事業者が、ポストに新聞がたまってきたままになっているなどの異変を見つけた場合に、専用ダイヤルに情報を提供してもらって協定を結んでいます。

市民のみなさんにも協力していただき、少しでもご近所で「いつもと違う」と気づいたときはお電話ください。

長久手市地域見守り安心ほっとライン

24時間365日

**0561-63-5556**

ご近所で「いつもと違う」と気づいたときはお電話ください

長久手市  
NAGAKUTE CITY

問合せ先

安心安全課：☎ 56-0611 FAX 63-6585

### 長久手市避難行動要支援者支援事業(みまもり台帳)

障がいのある方や高齢の方などの支援を要する者が、平常時、災害時及び緊急時における支援を地域の中で受けられるようにするための事業です。

対象者

・支援を受けるために必要な個人情報を支援団体等に提供および個別避難計画の作成に同意した方

・在宅で生活し、次のいずれかの要件を満たす方

①65歳以上の一人暮らし高齢者

②75歳以上の高齢者のみで構成される世帯

③身体障害者手帳1級または2級を交付された方(腎臓機能障がい者は3級または4級を含む。)

④療育手帳A判定を交付された方

⑤精神障害者保健福祉手帳1級を交付された方

⑥介護認定において要介護3以上の方

⑦前各号に掲げる方の他、支援が必要と認められる方

(希望する場合は、お問合わせください。)

※対象年齢については、今後見直すことがあります。

手続き

支援を希望する場合は、所定の申請書等に必要事項を記入し、福祉政策課へ提出してください。

申請・問合せ

福祉政策課 福祉相談係：☎ 56-0639 FAX 63-2940

### 認知症サポーター養成講座

地域のたくさんの方に認知症への正しい理解を深めていただき、認知症の人や家族を温かく見守る「認知症サポーター」を養成するための講座を開催しています。詳しくはお問合わせください。



問合せ先

長寿課 いきいき長寿係：☎ 56-0631 FAX 63-2940

長久手市社会福祉協議会地域包括支援センター：☎ 64-1155 FAX 64-3838

## 給付金について

## 在日外国人高齢者福祉給付金

月額5,000円を、年3回(4月、8月、12月)に分けて支給します。※所得制限があります。

- 対象者** 次のいずれにも該当する方
- ①大正15年4月1日前に生まれた方
  - ②昭和57年1月1日前から外国人登録原票に登録され、引き続き住民基本台帳に登録されている方
  - ③本市に引き続き1年以上住居し、住民基本台帳に登録されている方
  - ④厚生年金その他の公的年金受給していない方

- 必要なもの**
- ・在留カードまたは特別永住者証明書

**問合せ先** 長寿課 いきいき長寿係：☎ 56-0631 FAX 63-2940

## はやぶさ資金貸付制度

**対象者** 生活困窮状態にあり、くらしの維持が困難な世帯の生計中心者

**内容**

- ・緊急のライフライン確保資金等  
(限度額30,000円以内)
- ・無利子連帯保証人 不要

**問合せ先** 長久手市社会福祉協議会：☎ 62-4700 FAX 64-3838

## 介護保険の要介護3以上の方、要介護認定の申請中の方へ

### 紙おむつ助成事業

事前申請が必要です

紙おむつ等が必要な在宅の方に、購入費用を助成します。  
※市の指定店舗で対象品目を購入する場合のみが対象となります。

#### 対象者

- 常時、紙おむつが必要で、次のいずれにも該当する方
- ①介護保険の要介護3～5の方
  - ②介護保険施設、グループホーム、有料老人ホームなどの施設に入所していない方
  - ③病院に入院していない方
  - ④月25日以上短期入所または宿泊を2か月以上継続していない方

#### 助成金額

助成対象の月額上限額を5,000円とし、対象者の介護保険の負担割合(1割～3割)を差し引いた金額を助成します。  
(例) 1割負担の人：月額4,500円

#### 対象品目

- ・紙おむつ
- ・尿取りパット
- ・使い捨て袋
- ・おしり拭き用ウェットティッシュ等の清拭剤

必要なもの

ご持参いただくものではありません。

問合せ先

長寿課 いきいき長寿係：☎ 56-0631 FAX 63-2940

### 訪問理美容サービス事業

事前申請が必要です

自力で理美容院に行くことができない在宅の方に理美容サービス費用を助成します。  
※市の指定店舗が対象者宅を訪問して理美容サービスを実施する場合のみが対象となります。

#### 対象者

- 次の①～③のいずれにも該当する[A]または[B]の方
- ①介護保険施設、グループホーム、有料老人ホームなどの施設に入所していない方
  - ②病院に入院していない方
  - ③月25日以上短期入所または宿泊を2か月以上継続していない方
- [A]介護保険の要介護3～5の方で、寝たきり状態または認知症の所定の状態の方  
[B]身体障害者手帳1または2級(内部障がいを除く)を交付されている方

#### 助成金額

年間12,000円を上限とします。

必要なもの

[B]の場合は、身体障害者手帳

問合せ先

長寿課 いきいき長寿係：☎ 56-0631 FAX 63-2940

## 家具転倒防止事業

地震時におけるタンスや書棚などの転倒による被害を防止するため、家具転倒防止器具の取付けを行います。



詳しくは、17ページをご覧ください

## 福祉有償運送

社会福祉法人・NPO法人等が、通常の公共交通手段では移動が困難な障がい者や高齢者等の登録会員に対して行う個別移送サービスです。

### 対象者

対象者・料金等の事業内容は各種業者で異なりますので、事業者にお問い合わせください。

### 問合せ先

事業者名：社会福祉法人むそう：☎ 62-5808 FAX 62-5808  
事業者名：特定非営利活動法人 百千鳥(ももちどり)：☎ 56-8672 FAX 56-8671  
事業者名：特定非営利活動法人 つづら：☎ 78-2043 FAX 57-9688  
事業者名：特定非営利法人 楽々：☎ 65-5780 FAX 63-0153

## 認知症家族交流会「あかつきの会」

認知症の方を介護している家族同士で集まって介護の悩みを話したり、情報交換をしています。さまざまな問題や不安を抱え込まずどんなことでも話せる場所、ほっとできる息抜きの場所を目指しています。お気軽にご参加ください。

**対象者** 認知症の方を介護している家族  
※認知症の方と一緒に参加もできます。  
参加申込時にお伝えください。

**日時** 毎月第4木曜日  
午後1時30分～午後3時30分  
※変更になる場合があります。

**場所** 福祉の家内

**問合せ先** 長寿課 いきいき長寿係：☎ 56-0631 FAX 63-2940  
長久手市社会福祉協議会地域包括支援センター：☎ 64-1155 FAX 64-3838

## 認知症カフェ「オレンジクレーテカフェ」

認知症カフェは物忘れや認知症の心配のある方には「忘れること」を気にすることなく、お茶やお話を楽しんでいただき、また認知症の方を介護しているご家族には、日頃思っていること、感じていることとお茶を飲みながら気軽にお話しただけの場です。

スタッフには、専門の相談員や認知症介護を経験した家族がいますので、ちょっと聞いてほしいな…と思っていること、普段思っけてもなかなか相談できないこともお気軽にお聞かせください。認知症のことを学びたい、気になっているとお考えの地域の方のご参加も歓迎します。

カフェ名	日時	場所
①喫茶オレンジ	第1土曜日14時～16時	福祉の家2階集会室
②きららの里	第4日曜日11時～正午	きららの里(岩作中根57番地1)
③楽カフェ	第3水曜日14時～15時	小規模多機能居宅介護 楽家晴(草掛1-1)

※日時や場所など変更になる場合があります。市広報等を御確認ください。

**問合せ先** 長寿課 いきいき長寿係：☎ 56-0631 FAX 63-2940  
長久手市社会福祉協議会地域包括支援センター：☎ 64-1155 FAX 64-3838

## 認知症高齢者等家族支援事業

不意の外出により高齢者等が行方不明になった時に、早期発見するための「専用端末機」を貸し出します。「専用端末機」を利用して高齢者等の位置を検索し、早期発見を図ります。

**対象者** 市内在住で不意の外出の見える認知症高齢者及び知的障がい等を介護する家族及び保護者

**自己負担額** 利用料 1月あたり1,500円程度  
\*現場駆けつけについては、別途料金がかかります。

**必要なもの** \*申請の際に保護の対象者について聞き取り調査を行います。

**問合せ先** 長寿課 いきいき長寿係：☎ 56-0631 FAX 63-2940

## 行方不明高齢者保護ネットワーク事業(安心メールプラス)

事前に登録した高齢者等が不意の外出などで行方不明になった場合に、家族などからの情報提供を元に、市役所または地域包括支援センターからネットワーク事業協力者にメール(安心メールプラス)で情報を配信します。

**対象者** 不意の外出の見られる、または  
そのおそれがある認知症高齢者等

**自己負担額** なし

高齢者等の靴のかかとや所持品に貼るシールもあります。



**必要なもの**

- ・登録票(各窓口で用意) ・登録するご本人の写真
- \*長寿課窓口のほか、長久手市社会福祉協議会地域包括支援センター、愛知たいようの杜地域包括支援センターで受け付けています。

**安心メールプラスの登録に御協力ください。**

R5年度から安心メールは安心メールプラスに変更となり、情報を選んで受信できるようになりました。引き続き「くらしの安全情報」にて、認知症の人等の行方不明情報を配信しますので、ご登録いただき早期発見に御協力をお願いいたします。

**登録方法**

**(LINEでの受信を希望される方)**

①QRコードを読み取り長久手市公式LINE(ID: @nagakutecity)を友だち登録してください。

②受信設定から「安心メールプラス」の項目を選択してください。

**(メールで受信を希望される方)**

①QRコードを読み取るか、「t-nagakute@sg-p.jp」に空メールを送信してください。

②受信設定から「安心メールプラス」の項目を選択してください。



**問合せ先**

長寿課 いきいき長寿係：☎ 56-0631 FAX 63-2940

長久手市社会福祉協議会地域包括支援センター：☎ 64-1155 FAX 64-3838

愛知たいようの杜地域包括支援センター：☎ 64-5174 FAX 64-5178

## 認知症高齢者等個人賠償責任保険事業

認知症の症状が見られる人が、日常生活における偶発的な事故で法律上の損害賠償責任を負った場合に備え、市が契約者となり個人賠償責任保険に加入する事業です。

**対象者**

「行方不明高齢者保護ネットワーク事業」に登録済で、下記に該当する方

①介護保険料を滞納していない方

②市内にて在宅を本拠として、生活している方

(施設等への入所または、病院への長期入院のない方)

③「認知症の診断を受けている」または「介護認定における主治医意見書もしくは介護認定調査員の調査結果で、認知症高齢者日常生活自立度がⅡa以上」である方

**補償の対象となる事例**

例えば、下記のような事例が、補償の対象となります。(補償額最大1億円)

①他人にケガをさせた

②他人の財物を壊してしまった

③誤って線路に立ち入り、電車をとめてしまった

**自己負担額**

なし

**必要なもの**

・申請書(窓口で用意)

・認知症の診断書(介護認定を受けていない場合)

**問合せ先**

長寿課 いきいき長寿係：☎ 56-0631 FAX 63-2940

## その他のサービス

### 確定申告用障害者控除対象者認定書の発行

前年の12月31日の現況で、介護保険でおおむね要支援2または要介護1以上の認定者で、障がいの程度が身体障がい者または知的障がい者に準ずるものとして認められる場合、長寿課で発行する認定書を添付して確定申告をすると税法上の控除が受けられます。毎年1月下旬ごろに対象者に送付します。 ※注意：各種障害者手帳の認定ではありません。

#### 対象者

次の①～③のすべてに当てはまる方

- ①長久手市に住民票がある65歳以上の方
- ②介護保険制度に基づく要介護・要支援認定を受けている方
- ③寝たきり状態または認知症の所定の状態の方

〈障害者控除〉 おおむね要支援2、要介護1～3程度の方

〈特別障害者控除〉 おおむね要介護4、5程度の方

#### 問合せ先

長寿課 介護保険係： ☎ 56-0613 FAX 63-2940

### 所得税の軽減

本人、同一生計配偶者または扶養親族が該当者である場合に、所得税の課税に際し、課税対象の所得金額から次のとおり控除されます。

障害者控除	本人、同一生計配偶者、扶養親族が障害者である場合	1人につき 270,000円
	上記の障害者が重度(特別障害者)である場合	1人につき 400,000円
同居特別障害者(重度障害者)控除	同居している同一生計配偶者、扶養親族が重度(特別障害者)である場合	1人につき 750,000円

### 住民税 (市民税、県民税) の免除・軽減

前年の12月31日の現況で該当者である場合、次の非課税・控除措置が受けられます。

- ①前年分の所得が1,350,000円以下である該当者には、住民税は課せられません。
- ②本人、同一生計配偶者または扶養親族が該当者である場合に、住民税の課税に際し、所得金額から次のとおり控除されます。

障害者控除	本人、同一生計配偶者、扶養親族が障害者である場合	1人につき 260,000円
	上記の障害者が重度(特別障害者)である場合	1人につき 300,000円
同居特別障害者(重度障害者)控除	同居している控除対象配偶者、扶養親族が重度(特別障害者)である場合	1人につき 530,000円

#### 所得税についての問合せ

昭和税務署： ☎ 052-881-8171  
FAX 052-951-4614(名古屋国税局聴覚障害者等専用ファクシミリ)

#### 住民税についての問合せ

市税務課： ☎ 56-0608 FAX 63-2100

## 高齢者診断書料補助金

市が措置する（65歳以上の方で、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な方）養護老人ホーム等への入所に必要な診断書の診断文書料の2分の1を補助します。（ただし100円未満は切り捨て） ※上限5,000円

### 対象者

老人福祉法に定める措置を受けようとする方  
（市民税非課税世帯の方）

### 必要なもの

- ・ 診断書の作成に支払った金額が分かる書類
- ・ 入所者名義の通帳・印鑑

### 問合せ先

福祉政策課 福祉相談係： ☎ 56-0639 FAX 63-2940

## 日常生活自立支援事業

日常生活に不安を抱えていて、自分ひとりで契約などの判断をすることが不安な方や、お金の出し入れ・書類の管理などをするのに不安のある方を対象に福祉サービス利用のお手伝いをします。あわせて日常的なお金の出し入れのお手伝いや大切な書類などをお預かりします。

### 対象者

次のいずれかの方  
①認知症高齢者の方 ②知的障がいのある方 ③精神障がいのある方

### 援助内容

- ・ 福祉サービスの利用援助
- 上記のお手伝いにあわせて次のようなサービスも利用できます。
- ・ 日常的金銭管理サービス
- ・ 書類等の預かりサービス（年金証書、預貯金通帳、証書、実印など）

### 利用料

・ 1回 1,200円 ※生活保護受給者は無料  
預かりサービス 年間3,000円（月額250円）

### 問合せ先

長久手市社会福祉協議会： ☎ 62-4700 FAX 64-3838

# 4 介護保険制度を利用するには

## 介護保険加入者

介護保険の対象者は次の通りです。

第1号被保険者 65歳以上の方

第2号被保険者 40歳以上65歳未満の方(医療保険加入者)

\*加齢と関係がある病気(下記参照)により、要介護認定された場合にはサービスを利用できます。

### 【介護保険法施行令第2条に基づく特定疾病16種】

- ・がん  
(医師が一般に認められている医学的知見にもとづき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る)
- ・関節リウマチ
- ・筋萎縮性側索硬化症
- ・後縦靭帯骨化症
- ・骨折を伴う骨粗鬆症
- ・初老期における認知症
- ・進行性核上性麻痺、  
大脳皮質基底核変性症  
及びパーキンソン病
- ・脊髄小脳変性症
- ・脊柱管狭窄症
- ・早老症
- ・多系統萎縮症
- ・糖尿病性神経障害、  
糖尿病性腎症及び  
糖尿病性網膜症
- ・脳血管疾患
- ・閉塞性動脈硬化症
- ・慢性閉塞性肺疾患
- ・両側の膝関節または股関節  
の著しい変形を伴う変形性  
関節症

## 介護保険被保険者証の交付

65歳になった方(第1号被保険者)に市から交付されます。40歳以上65歳未満の方(第2号被保険者)は、交付申請すれば交付されますが、通常は要介護認定の申請を行って認定結果が出た場合に交付されます。

保険証が必要な時は以下のとおりです。

- ①要介護・要支援認定を申請するとき、または、基本チェックリストによる確認を受けるとき
- ②転出や死亡などで被保険者の資格がなくなったとき
- ③記載内容に変更があるとき
- ④介護サービス計画を作成するとき
- ⑤介護サービスまたは総合事業(介護予防・生活支援サービス)を利用するとき

介護保険制度は、市区町村が保険者となって運営しています。40歳以上のおなさんは、被保険者となって介護保険料を納め、介護が必要となったときには、費用の一部を支払ってサービスを利用できる仕組みです。

## 介護サービスの利用

介護保険サービスを利用するためには、長寿課へ要介護認定の申請をしてください。

申請は、申請者本人や家族が行うほか、長寿課へ来られない方は、お住まいの小学校区の地域包括支援センターで申請代行も可能です。(39ページ参照)

申請したあとは、心身の状況を調べるために、市職員などが本人と家族に聞き取り調査などを行い、併せて介護を必要とする原因疾患などについて意見書の作成を市が主治医に依頼します。調査結果と主治医の意見書をもとに、保健、医療、福祉の専門家5人が審査して、要介護状態区分の判定が行われます。

### 【要介護状態区分とおおむねの目安】

要支援は2段階、要介護は5段階に分かれ、介護に必要な時間の長い方ほど、より大きな数字の段階で判定されます。

非該当	自立者
要支援	日常生活を営む基本的な動作の全部もしくは一部について支障があると見込まれ、常時介護を要する状態の軽減もしくは悪化の防止に特に資する支援が必要な状態。
要介護	日常生活における基本的な動作の全部もしくは一部について、常時介護を要すると見込まれる状態。

申請に  
必要な  
もの

- ・介護保険被保険者証
- ・医療保険被保険者証
- ・マイナンバーがわかるもの

市内介護保険事業所についてはこちらから  
確認できます。



長久手市  
ホームページ

問合せ先

長寿課 介護保険係：☎ 56-0613 FAX 63-2940

## 自宅でサービスを利用しながら暮らしたい

①要支援の認定を受けたら ⇒ 地域包括支援センターへ連絡 (39ページ参照)

②要介護の認定を受けたら ⇒ 居宅介護支援事業所へ連絡

### 《サービスの一例》

サービスの種類	内 容	利用できる方
<ul style="list-style-type: none"> <li>●訪問型サービス(総合事業)</li> <li>●訪問介護(ホームヘルプ)</li> </ul>	ホームヘルパーの訪問による入浴や食事、掃除など生活についての支援	要支援1・2 要介護1～5
<ul style="list-style-type: none"> <li>●通所型サービス(総合事業)</li> <li>●通所介護(デイサービス)</li> </ul>	体操やレクリエーションなど、生活機能の維持向上のため日帰りで受けるサービス	要支援1・2 要介護1～5
<ul style="list-style-type: none"> <li>●介護予防訪問入浴介護</li> <li>●訪問入浴介護</li> </ul>	入浴の介護サービス	要支援1・2 要介護1～5
<ul style="list-style-type: none"> <li>●介護予防訪問リハビリテーション</li> <li>●訪問リハビリテーション</li> </ul>	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の訪問によるリハビリテーション	要支援1・2 要介護1～5
<ul style="list-style-type: none"> <li>●介護予防居宅療養管理指導</li> <li>●居宅療養管理指導</li> </ul>	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などの訪問による療養上の管理や指導	要支援1・2 要介護1～5
<ul style="list-style-type: none"> <li>●福祉用具貸与</li> </ul>	自宅で安全・快適に過ごすために必要な福祉用具をレンタルできるサービス	借りる物により異なる
<ul style="list-style-type: none"> <li>●特定福祉用具販売</li> </ul>	衛生面等から購入が適当な福祉用具について、購入金額の一部を支給(購入前に要申請)	要支援1・2 要介護1～5
<ul style="list-style-type: none"> <li>●住宅改修</li> </ul>	住宅の小規模な改修が必要な場合、費用の一部を支給(改修前に要申請)	要支援1・2 要介護1～5

※記載例以外にも、様々なサービスがあります。

詳細は長寿課へお問い合わせいただくか、市のホームページをご覧ください。

問合せ先

長寿課 介護保険係：☎ 56-0613 FAX 63-2940

## 施設などで暮らしたい

施設に直接申し込んで利用します。

施設の種類	内 容	利用できる人
特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設入所者生活介護)	常に介護が必要で、家庭での介護が困難な寝たきりや認知症の方などに対し、介護を行う施設	原則 要介護3～5 ※本人や家族の状態等によっては、要介護1・2の特例入所あり
介護老人保健施設	比較的病状が安定している方が在宅復帰できるよう、リハビリテーションに重点をおいて介護等を行う施設	要介護1～5
有料老人ホーム (特定施設入居者生活介護)	介護保険の指定を受けた有料老人ホーム等で、日常生活上の支援や介護を提供する施設	要支援1・2 要介護1～5
グループホーム (認知症対応型共同生活介護)	認知症の方が、スタッフの介護を受けながら、少人数で共同生活する住宅 *市内の施設は、長久手市民のみ利用可	要支援2 要介護1～5
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (小規模特別養護老人ホーム)	定員29人以下の小規模な介護老人福祉施設で、食事、入浴などの介護や健康管理を行う施設 *市内の施設は、長久手市民のみ利用可	原則 要介護3～5 ※本人や家族の状態等によっては、要介護1・2の特例入所あり

問合せ先

長寿課 介護保険係：☎ 56-0613 FAX 63-2940

## 介護予防・日常生活支援総合事業の利用

介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」)は、要介護・要支援認定を申請するほどではないけれど、日常生活に支障が出てきており支援が必要という人を対象にしたサービスで、次の2つのサービスに分かれます。(7ページ参照)

### 介護予防・ 生活支援サービス

訪問型サービス(ホームヘルプ)と通所型サービス(デイサービス)を利用できます。基本チェックリストを使い、生活機能について利用者本人が25項目の質問に答えて、利用できるか確認します。(受付場所や持ち物は、「介護サービスの利用」と同じです。)2つのサービスについて、要支援1の判定を受けた場合と同程度の利用ができます。

問合せ先

長寿課 介護保険係：☎ 56-0613 FAX 63-2940

### 一般介護予防事業

市民や事業者などみなさんの力を活かした地域での健康づくりや支え合い活動を進めます。他のサービスと併用して利用できます。(一部条件があります。)事業によって申込方法が異なりますので、詳しくは8ページをご覧ください。

問合せ先

長寿課 いきいき長寿係：☎ 56-0631 FAX 63-2940

## 介護サービス及び介護予防・生活支援サービスの利用負担額

ケアマネジャー等と相談して作成したケアプランにもとづき、介護サービスまたは介護予防・生活支援サービスを利用します。ご本人の利用負担額は、サービス内容や要介護状態区分によって異なります。支給限度額内であれば、費用の一部(所得に応じて1割～3割)を支払って利用できます。支給限度額は状態区分によって異なります。

問合せ先

長寿課 介護保険係：☎ 56-0613 FAX 63-2940

## 介護マーク

「介護マーク」は、要介護認定された方や障害者手帳を持っている方などを介護する方が、介護中であることを周囲に理解してもらうためのものです。ぜひ活用してください。

### ◎こんな時に利用できます

- ①介護していることを周囲にさりげなく知ってもらいたいとき
- ②駅やサービスエリアなどのトイレで付き添うとき
- ③男性介護者が女性用下着を購入するときなど



申込み先

長寿課または地域包括支援センターの窓口へ申し込んでください。

問合せ先

長寿課 介護保険係：☎ 56-0613 FAX 63-2940

# 5 高齢者のための医療制度は

## 後期高齢者医療制度

以下の対象者が加入する医療保険制度です。

### 対象者

- ①75歳以上の方
- ②65歳～74歳で一定の障がいのある方
  - 《身体障がい者》
    - ・1級～3級
    - ・4級の音声機能または言語機能の障がいに該当する方
    - ・4級の下肢障がい1号、3号、4号に該当する方
  - 《精神障がい者》
    - ・1級・2級
  - 《知的障がい者》
    - ・療育(愛護)手帳重度に該当する方(愛知県の場合はA判定(1・2度))

### 手続き

75歳になる該当者には、誕生日の前月に保険の資格が確認できる書類(資格確認書等)をお送りします。なお、転入の方は手続きが必要です。詳しくはお問い合わせください。

### 問合せ先

保険医療課 医療係：☎ 56-0617 FAX 63-2100

## 後期高齢者福祉医療費支給制度(通称マル福)

病院等で受診したときの保険診療にかかる自己負担分を支給します。

### 対象者

- 後期高齢者医療制度に加入している方で、下記に該当する方
- ①障害者医療制度の支給資格要件を満たす方(障がい者編P16)
  - ②母子・父子家庭医療の支給資格要件を満たす方(子育て編P10)※所得制限あり
  - ③精神措置入院患者
  - ④結核予防法命令入所者
  - ⑤寝たきり老人・認知症老人で主たる生計維持者が市町村民税非課税の方
  - ⑥戦傷病者手帳を所持している方 ※所得制限あり
- ※所得制限については、保険医療課におたずねください。

### 必要なもの

- ・身体障害者手帳等(要件確認できるもの)
- ・医療保険の資格が確認できる書類※ ・マイナンバーがわかるもの
- ・⑤の方は所定の医師意見書(要介護度4または5と認定された方で、3か月以上生活介護を継続されている方はその旨がわかる介護保険証で確認するため医師の意見書は不要です。)

※資格情報のお知らせ、資格確認書等

### 問合せ先

保険医療課 医療係：☎ 56-0617 FAX 63-2100

長年、社会に貢献してこられた高齢者の方々の医療費を  
みんなで支える仕組みなど、高齢者のための医療に関する様々な制度があります。

## 後期高齢者医療制度の限度額適用 及び食事代の減額

医療機関ごと(外来・入院は別)の、1か月の窓口での支払いは下表の金額までとなります。  
下表の限度額を超え、差額をお返しできる方には、受診後約3か月後にお知らせします。(高額療養費の支給には、初回のみ申請が必要です)

なお、マイナ保険証をお持ちでない方で、現役並み所得Ⅰ、Ⅱ、非課税区分Ⅰ、区分Ⅱに該当する方は、任意記載事項(限度区分)併記申請をしてください。限度区分が併記された資格確認書を医療機関の窓口で提示していただくことで、医療機関窓口での自己負担額を限度額までとすることができます。マイナ保険証を利用すれば、資格確認書への限度区分併記の事前申請は不要となります。

**自己負担額(月額)** ※制度改正により変更となる場合があります。

負担区分			自己負担限度額※1	
			個人の限度額 (外来のみ)	世帯の限度額 (外来+入院)
現役並み所得	Ⅲ	課税所得 690万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1% 〈多数該当 140,100円〉	
	Ⅱ	課税所得 380万円以上	167,400円+(医療費-558,000円)×1% 〈多数該当 93,000円〉	
	Ⅰ	課税所得 145万円以上	80,100円+(医療費-267,000円)×1% 〈多数該当 44,400円〉	
	一般Ⅱ		18,000円または{6,000円+(医療費-30,000円) ×10%}※3の低い方[年間上限144,000円※2]	57,600円 〈多数該当44,400円〉
	一般Ⅰ		18,000円 【年間上限144,000円※2】	57,600円 〈多数該当44,400円〉
非課税		区分Ⅱ	8,000円	24,600円
		区分Ⅰ		15,000円

※1 過去12か月以内に世帯の限度額を超え、高額療養費の支給が3回以上ある場合には、4回目以降から〈 〉内の金額(多数該当)となります。

※2 年間(8月から翌年7月まで)144,000円を上限とします。

※3 医療費が30,000円未満の場合は、30,000円として計算します。

### 食事療養標準負担額(入院時の自己負担食事代)

負担区分		食事代(1食につき)	
現役並み所得、一般Ⅱ及び一般Ⅰ		490円	
指定難病患者の方(区分Ⅰ・Ⅱに該当しない方)		280円	
非課税	区分Ⅱ	入院90日まで	230円
		入院91日以上	180円
区分Ⅰ		110円	

事前申請  
対象者

- ・現役並み所得Ⅰ・Ⅱの方
- ・非課税区分Ⅰ・Ⅱの方

必要な  
もの

- ・医療保険の資格が確認できる書類※
  - ・マイナンバーがわかるもの
- ※資格情報のお知らせ、資格確認書等

問合せ先

保険医療課 医療係：☎ 56-0617 FAX 63-2100

# 6 生きがいづくりのサポートは

## シニアクラブ

市内では現在の10以上のシニアクラブが、それぞれの地域で健康、文化、教養、交流などの様々な分野で活動しています。「長久手はつらつ会」の愛称のもと、皆様により親しみやすいクラブとなるよう活動を進めています。

同世代の仲間をつくりたい、健康でいたい、人の役に立ちたい方、シニアクラブに加入して一緒に素敵なシニアライフを送りませんか。

**対象者** おおむね60歳以上の方、  
加入申込は下記の事務局まで

**その他の活動事例**

- ・グラウンドゴルフ
- ・歩け歩け運動 ・親睦旅行 ・健康麻雀
- ・趣味の作品展 ・囲碁、将棋 ・交通安全街頭活動 ほか

**問合せ先** ▶ 長久手市シニアクラブ連合会事務局(長久手市社会福祉協議会内)：  
☎ 61-3434 FAX 64-2811  
Mail nagakute-shakyo-dantai@hm.aitai.ne.jp



## シルバー人材センター

皆さんの豊かな知識と経験を、社会のため、誰かのために活かしてみませんか。長久手市シルバー人材センターでは、長年の経験や知識、能力を活かして地域へ貢献し、健康で生きがいを感じ、働きたいと考えている方々に仕事を提供しています。

**対象者** 市内在住の60歳以上で働く意欲のある健康な方

**入会方法**

毎月1回指定日に入会説明会を行っています。(市広報に掲載)  
事前予約は不要です。  
会費2,000円(年額)が必要となります。

**仕事の例**

### 請負分野

- ①宛名書きや毛筆筆耕
- ②屋内外の清掃や除草(草取り・草刈り)
- ③植木剪定や大工仕事
- ④施設管理、駐輪場管理
- ⑤チラシ配布
- ⑥家事援助 など

### 派遣分野

- ①スーパーでの品出し業務
- ②保育園での保育補助 など

**問合せ先** ▶ 公益社団法人長久手市シルバー人材センター：☎ 62-9100 FAX 62-9100

充実したシニアライフをサポートするため、  
仲間づくりや働く場の提供などを行っています。

## ボランティアセンター

ボランティアセンターは、あなたの「したい」、「ひろげたい」のお手伝いをし、さまざまなボランティア活動の拠点として、市民のみなさんが気軽にボランティアへ参加できるように促進・支援する場所です。

問合せ先

長久手市社会福祉協議会ボランティアセンター：

☎ 61-3434 FAX 64-2811 Mail nagabora@hm7.aitai.ne.jp



# 7 地域の相談員さんは

〈民生委員・児童委員〉

No.	小学校区	担当地区	氏名
1	北	下川原の一部	楠元 文男
2	北	櫛木、下山の一部	寺島 美幸
3	北	下川原の一部、下山の一部、西原山の一部(セントアース、セントハート藤が丘、ライオンズ藤が丘リビオガーデンズ以外)、原山	寺島 修
4	北	西原山の一部(セントアース、セントハート藤が丘、ライオンズ藤が丘リビオガーデンズ)、東原山の一部(セントアイナ藤が丘)	和田 一則
5	北	中川原、上川原の一部	椿野 純治
6	北	上川原の一部	細萱 貞子
7	北	南原山の一部(宝藤ヶ丘ハイツ以外)、東原山の一部(セントアイナ藤が丘、ライオンズマンション藤ヶ丘ガーデン以外)、平池の一部	山口 恵子
8	北	東原山の一部(ライオンズマンション藤ヶ丘ガーデン)	喜多 純子
9	北	平池の一部	玉井 祐子
10	北	南原山の一部(宝藤ヶ丘ハイツ)、荒田	壁谷 豊吉
11	北	東原の一部、池田、西原、草掛、岩作浮江の一部	川本 智子
12	北	段の上	野田 理吉
13	北	鴨田	熊谷美喜子
14	北	原邸、山桶	手塚 友子
15	北一部西	野田農、仲田の一部	村越 貴行
16	北	東原の一部、岩作高山、岩作西浦の一部、岩作隅田、岩作北山、岩作浮江の一部、岩作下田	服部 昭和
17	北	岩作西浦の一部、岩作下島、岩作落合、岩作長箴、岩作石田の一部	浅井 孝之
18	西	塚田の一部、平池の一部	水谷 和子
19	西	塚田の一部	佐藤 厚子
20	西	五合池の一部	岩井由美子
21	西	五合池の一部	植田 稔
22	西	桜作	大島 佳恵
23	西	仲田の一部、西浦	伊藤 謙治
24	西	作田一丁目	吉田 清光
25	西	作田二丁目	藪本 直美
26	西	打越	水野 康民
27	西	久保山	山本 和代
28	市が洞	熊田	藤内美也子
29	市が洞	井堀の一部(県営住宅)	山口チカヨ
30	市が洞	井堀の一部(県営住宅を除く)	渡邊 恒夫
31	市が洞	蟹原の一部	水野美々子
32	市が洞	蟹原の一部	福祉政策課までお問い合わせください。
33	市が洞	根の神の一部	朝倉 秀雄
34	市が洞	根の神の一部	菅野たえ子
35	市が洞	卯塚一丁目、卯塚二丁目、根嶽、市が洞一丁目、市が洞二丁目、市が洞三丁目、片平一丁目、片平二丁目	佐藤 直子
36	市が洞	丁子田の一部	丹羽さやか
37	市が洞	丁子田の一部、片平	三矢 信広
38	南	長配三丁目、菖蒲池	北山 睦子
39	南	長配一丁目	若松 茂樹
40	南	長配二丁目	加藤 康彦
41	南	山野田の一部	山口 京子
42	南	山野田の一部	平井 美和
43	南	杓ヶ池	落合 衣里

民生委員は、生活に困っている方、障がいのある方、児童、高齢者、ひとり親家庭などで、いろいろな悩みをもっている方々の相談相手となり、また地域住民と関係行政機関とを結ぶパイプ役として、地域住民の福祉の向上に努めます。また児童委員も兼ねています。人権擁護委員は、法務局と連携して、地域の皆さんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、人権侵害の被害者を救済したり、地域の皆さんに人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行っています。

No.	小学校区	担当地区	氏名
44	南	喜婦嶽	後藤恵美子
45	南	砂子	岩田 真弓
46	南	山越、横道の一部、よし池	武笠 悦子
47	南	氏神前、戸田谷	山田 卓次
48	南	東狭間、城屋敷の一部	金井 令子
49	南	城屋敷の一部	中村 紀子
50	南	武蔵塚	足立 文子
51	長久手	宮脇、東浦	今野 博伸
52	長久手	坊の後	阪上由美子
53	長久手	富士浦	梅村 智子
54	長久手	香桶、仏が根、先達	福岡 佳子
55	長久手	勝入塚、下権田、丸根、菅池、大久手、横道の一部、深田、棒振、中池	青山 師子
56	長久手	岩作権代、岩作権田、岩作中権代	梅村 菊枝
57	長久手	岩作向田、岩作向畑、岩作蛇洞、岩作桃ノ木洞、岩作折戸ヶ平	浅井 敦子
58	長久手	岩作元門、岩作壁ノ本、岩作東島、岩作高根前、岩作狐洞	福岡八重子
59	長久手	岩作東中、岩作宮前、岩作城の内、岩作早稲田、岩作南島	高木 直子
60	長久手	岩作中島、岩作中脇、岩作平子	樋口ひろみ
61	長久手	岩作溝添、岩作長池、岩作中縄手	浅井美智江
62	長久手	岩作欠花、岩作石田の一部、岩作藪田、岩作西島、岩作五反田、岩作寺山、岩作平地、岩作八瀬ノ木、岩作塚本	浅井 文子
63	長久手	岩作泥亀首、岩作宮後、岩作白針、岩作雁又、岩作丸根、岩作西立花、岩作中立花	貝川 恭則
64	長久手	岩作夷山、岩作井戸ヶ根、岩作申立花、岩作色金、立花	石井 初美
65	東	真行田、岩廻間、北浦、溝之杵	吉田 眞砂
66	東	郷前、中井、杵ノ洞、松杵、東田、平地、東山、福井	木村 和子
67	東	岩作高根、岩作内万場、岩作大根、前熊下田、前熊溝下、前熊志水、前熊広面、前熊西脇、前熊根ノ原、前熊根ノ上	福祉政策課まで お問い合わせください。
68	東	前熊橋ノ本、前熊前山、前熊堀越、前熊寺田、前熊原山、前熊中井、前熊一ノ井	水野 道子
69	東	茨ヶ廻間、東平地、馬堤、早稲田、下田、小稲葉、榎ノ下、観音堂、杵ヶ根、汐見坂、助六、大日、蛭子、小深、申平、熊張深田、段留、阿畑、雨堤、神門前、堂脇、鯉ヶ廻間、広田、石場、葎ヶ廻間、中屋、神明、北熊、丸山	近藤ひな子
70	東 一部長久手	岩作琵琶ヶ池、岩作下堀越、岩作長鶴、岩作中根、岩作中根原、岩作床寒、岩作福井、岩作寺田、岩作三ヶ峯の一部(県農業総合試験場側)	加藤 千恵
71	東	岩作三ヶ峯の一部(愛・地球博記念公園側)	今井とも子

## 〈主任児童委員〉

区分	担当地区	氏名
主任児童委員	北中学校区	藤倉須美恵
主任児童委員	北中学校区	川本さつき
主任児童委員	南中学校区	小島いさ子
主任児童委員	南中学校区	上島 香月
主任児童委員	長久手中学校区	中野久美代
主任児童委員	長久手中学校区	渡邊 明実

## 〈人権擁護委員〉

区分	担当地区	氏名	連絡先
人権擁護委員	市内全域	青山 八郎	福祉政策課 地域福祉係 電話 56-0553 FAX 63-2940
人権擁護委員	市内全域	近藤 巻江	
人権擁護委員	市内全域	堀田 仁	
人権擁護委員	市内全域	堀田まゆみ	
人権擁護委員	市内全域	渡邊 操	

# 8 成年後見制度とは

物事を判断する能力が十分でない方の財産の管理や、福祉サービスの契約を本人に代わって行うなど、本人を法律的に支援する制度「成年後見制度」が利用できます。

## 成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者(成年後見人等)を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。大きく分けると、「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つがあります。

### 法定後見制度

すでに判断能力が不十分な方に代わって、法律行為をしたり被害にあった契約を取り消したりする制度です。本人の判断能力に応じて「後見」「保佐」「補助」の3つの類型があります。

〈後見〉常に判断能力を欠いている方

〈保佐〉判断能力が著しく不十分な方

〈補助〉判断能力が不十分な方

### 任意後見制度

将来、判断能力が不十分となった場合に備えて、誰にどのような支援をしてもらうかをあらかじめ契約により決めておく制度です。

### 後見人の仕事

- ・ 本人の資産状況、収支予定を把握し今後の生活プランを立てます。
- ・ 預貯金や現金、不動産などの資産管理や日常生活の金銭管理を行います。
- ・ 本人の意思を尊重して、その実現のために必要な福祉サービスの契約などを行います。
- ・ 施設への入所契約などを本人に代わって行い、サービスが適切に行われているかチェックします。

## 尾張東部権利擁護支援センター「あすライツ」

尾張東部権利擁護支援センター「あすライツ」は、判断能力が不十分な認知症の高齢者、知的障がい、精神障がいがある方の財産や権利を守るため、成年後見制度の利用に関する相談や家庭裁判所への申立てに関する手続き支援、助言などを無料で行っています。

### 電話相談

平日(月～金)の午前9時～午後5時まで

※土、日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)は休み

### 面談相談

※面談相談は電話予約が必要です。

※センターへの来所相談のほか、希望の場所への訪問相談も可能です。

### 巡回相談

毎月第4木曜日(祝日の場合はその前日)に長久手市役所で、相談を受け付けています。

時間帯は①13:30～14:15 ②14:30～15:15 ③15:30～16:15です。

※電話予約が必要です。

変更・中止となる場合がありますので、必ず事前にご連絡ください。

### 所在地・連絡先

日進市竹の山四丁目 301 番地 日進市障害者福祉センター内  
☎ 75-5008 FAX 75-5088

# 9 お困りの際の相談先は

高齢者の方やご家族の方からの、介護、福祉、医療、法律などに関する様々なご相談をお受けしています。お気軽にご相談ください。

## 地域包括支援センター

地域包括支援センターは、地域で暮らす高齢者を、介護、福祉、医療、権利擁護などさまざまな面からサポートするために設けられた総合相談機関です。住み慣れたまちで、いつまでも健やかに生活していけるように、地域包括支援センターをご活用ください。地域包括支援センターでは、主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師などの専門職がお互いに連携しながら総合的に高齢者の生活を支えていきます。認知症の本人、家族等からの相談にもお応えします。お気軽にご相談ください。

長久手小・東小・北小学校区にお住まいの方は

長久手市社会福祉協議会地域包括支援センター：☎ 64-1155 FAX 64-3838  
長久手市前熊下田171番地(長久手市福祉の家内)

西小・南小・市が洞小学校区にお住まいの方は

愛知たいようの杜地域包括支援センター：☎ 64-5174 FAX 64-5178  
長久手市打越2023番地

## 尾張東部権利擁護支援センター「あすライツ」

認知症や障がいなどにより、判断能力が不十分な方を支援する成年後見制度に関する相談や支援を行います。

受付時間(平日) 午前9時～午後5時まで

所在地・連絡先

日進市竹の山四丁目 301 番地 日進市障害者福祉センター内 ☎ 75-5008 FAX 75-5088  
<http://owaritoubu-kouken.net/>

## 認知症に関する相談窓口

名称・相談日時など	連絡先
認知症の人と家族の会愛知県支部「愛知県認知症電話相談」 月～金曜日 午前10時～午後4時(土日、祝日、年末年始は休み)	東海市養父町北堀畑58番地1 ☎0562-31-1911
認知症介護研究・研修大府センター 「若年性認知症コールセンター」 月・火曜日及び木～土曜日 午前10時～午後3時 水曜日 午前10時～午後7時(日、祝日、年末年始は休み)	大府市半月町3番地294 ☎0800-100-2707 (メールフォームでの問合せ) <a href="https://y-ninchisyotel.net">https://y-ninchisyotel.net</a>

## 介護サービス事業者への苦情など

名称	連絡先
長寿課介護保険係	☎56-0613 FAX 63-2940
ご利用の居宅介護支援事業所	各自でご確認ください
地域包括支援センター	39ページをご覧ください
愛知県国民健康保険団体連合会介護福祉課	名古屋市東区泉一丁目6番5号 ☎052-971-4165 FAX 052-962-8870

## 高齢者虐待対応窓口

もしかして虐待かな?と思ったら…  
ためらわずに下記、相談先までご連絡ください。

- ・虐待に気づいた人には通報義務があります。
- ・虐待を受けているご本人が届け出することもできます。
- ・守秘義務により、通報者・相談内容の秘密は守られます。

次のような行為が虐待にあたります。

(例)

- ・暴力や本人の行動を制限する
- ・必要な介護サービス、医療を受けさせないことや世話をしない
- ・暴言や無視する
- ・年金など高齢者の財産・資産を勝手に使う、本人のために使わない
- ・性的嫌がらせをする

相談・通告先

福祉政策課 福祉相談係 (養護者による虐待: ☎56-0639)  
長寿課 介護保険係 (施設での虐待: ☎56-0613 FAX 63-2940) または  
お住まいの地域の地域包括支援センター (39ページ参照)

## 年金に関する相談窓口

	名称・相談日時など	連絡先
電話相談	<b>日本年金機構「ねんきんダイヤル」</b> 火～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 月曜日 午前8時30分～午後7時 第2土曜日 午前9時30分～午後4時 (土日、祝日、 年末年始は 休み *第2土曜は除く)	<ナビダイヤル> <b>☎0570-05-1165</b> <050から始まる電話でおかけの場合> <b>☎03-6700-1165</b>
来訪相談	<b>日本年金機構 瀬戸年金事務所</b> 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 週初の開所日 午前8時30分～午後7時 第2土曜日 午前9時30分～午後4時 (土日、祝日、 年末年始は 休み *第2土曜は除く)	瀬戸市共栄通4番地6 <b>☎83-2412</b> FAX 83-4811
	<b>保険医療課国保年金係 社労士による年金相談</b> 第3金曜日 午前10時～午後4時	<b>☎56-0618</b> FAX 63-2100
ホームページ	<年金に関する一般的な質問と回答の掲載> <b>日本年金機構ホームページ</b>	<a href="http://www.nenkin.go.jp/">http://www.nenkin.go.jp/</a>

## 住まいに関する相談窓口

	名称・相談日時など	連絡先
介護施設など	<b>長寿課介護保険係</b> ※各施設の詳細は、直接施設へお問い合わせください。	<b>☎56-0613</b> FAX 63-2940
	<b>サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム</b> (一般社団法人高齢者住宅協会)	<ホームページ> <a href="https://www.satsuki-jutaku.jp/">https://www.satsuki-jutaku.jp/</a>
	<b>公益社団法人全国有料老人ホーム協会</b> 月～金曜日 午前10時～午後5時 (祝日、年末年始は休み)	<b>☎03-5207-2763</b> FAX 03-5207-2760
福祉用具など	<b>長寿課介護保険係</b>	<b>☎56-0613</b> FAX 63-2940
	<b>なごや福祉用具プラザ</b> 火～日曜日 午前10時～午後6時 (月、祝日、年末年始は休み 月曜日が祝休日の場合は 翌日火曜日も休み)	名古屋市昭和区御器所通三丁目12-1 御器所ステーションビル3階 <b>☎052-851-0051</b> FAX 052-851-0056

## 法律に関する相談窓口

名称・相談日時など	連絡先
〈トラブル解決の相談・法制度の情報提供・民事法律扶助相談〉 <b>法テラス愛知(愛知地方事務所)</b> 月～金曜日 午前9時～午後5時(土日、祝日、年末年始は休み)	名古屋市中区栄四丁目1-8 栄サンシティビル15F ☎050-3383-5460

## 各種相談窓口

※祝日・年末年始を除く

名称	内容	日時												
<b>一般相談</b> 〈地域共生推進課☎56-0551〉	個人や世帯の抱える悩みごと・困りごとなどについて相談を受けます。	月曜日～金曜日 8:30～17:15												
<b>消費生活相談</b> 〈消費生活センター☎64-6503〉	消費生活におけるトラブルなどの相談を受けます。※相談は、午前は11時30分、午後は3時30分が最終受付となります。	月曜日 9:00～12:00 火・水・金曜日 10:00～16:00												
<b>法律相談</b> 〈地域共生推進課☎56-0551〉	相続、契約、金融トラブル、各種法的手続きなどの相談を受けます。	第2・4木曜日 13:00～16:00 要予約												
<b>司法書士相談</b> 〈地域共生推進課☎56-0551〉	登記、相続、成年後見などの相談を受けます。	第1・3木曜日 13:30～16:30 要予約												
<b>生活困窮者相談</b> 〈社会福祉協議会☎62-4700〉	経済的に困窮している方の抱えている問題を整理し、関係機関と連携して、自立の支援を行います。	火曜日～土曜日 9:00～16:00 要予約												
<b>人権相談</b> 〈法務局みんなの人権110番〉 ☎0570-003-110	高齢者、障がい者、女性、子ども等の人権相談を受けます。	平日 8:30～17:15												
<b>こころの相談室</b> 〈健康推進課☎63-3300〉	不安や生きづらさを感じるなど、こころの悩みを抱えている人、その家族、その他精神保健福祉に関する相談を受けます。	月曜日～金曜日 9:00～16:00 要予約												
<b>女性相談</b> 〈子ども家庭課☎56-0633〉	結婚・離婚・DV等の男女問題など、女性に関わる問題の相談をお受けします。※男性からの相談もお受けします。	原則毎月第2・4金曜日 10:00～15:30 要予約												
<b>障がいに関する相談</b> 障がいに関する相談全般をお受けします。右記へ連絡をお願いします。(小学校区によって異なります)	(長久手・北・西・東小学校区にお住まいの方) <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th colspan="2">長久手市社会福祉協議会 障がい者相談支援センター</th> </tr> <tr> <td>開所日/火曜日から日曜日 9:00～17:00</td> <td>休 日/月曜日(ただし、祝日の場合は翌平日が休み)及び年末年始</td> </tr> <tr> <td>所在地/長久手市福祉の家 1階 (長久手市前熊下田171番地)</td> <td>連絡先/☎64-2333 FAX 64-2337 Mail shogaisoudan@hm.aitai.ne.jp</td> </tr> </table> (南・市が洞小学校区にお住まいの方) <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th colspan="2">相談支援おかげさん</th> </tr> <tr> <td>開所日/月曜日から土曜日 9:00～17:00</td> <td>休 日/日曜日及び年末年始</td> </tr> <tr> <td>所在地/長久手市岩作平子34番地1 レジデンス千代萬1階</td> <td>連絡先/☎41-8807 FAX 76-1830 Mail sodan@momochidori.jp</td> </tr> </table>	長久手市社会福祉協議会 障がい者相談支援センター		開所日/火曜日から日曜日 9:00～17:00	休 日/月曜日(ただし、祝日の場合は翌平日が休み)及び年末年始	所在地/長久手市福祉の家 1階 (長久手市前熊下田171番地)	連絡先/☎64-2333 FAX 64-2337 Mail shogaisoudan@hm.aitai.ne.jp	相談支援おかげさん		開所日/月曜日から土曜日 9:00～17:00	休 日/日曜日及び年末年始	所在地/長久手市岩作平子34番地1 レジデンス千代萬1階	連絡先/☎41-8807 FAX 76-1830 Mail sodan@momochidori.jp	
長久手市社会福祉協議会 障がい者相談支援センター														
開所日/火曜日から日曜日 9:00～17:00	休 日/月曜日(ただし、祝日の場合は翌平日が休み)及び年末年始													
所在地/長久手市福祉の家 1階 (長久手市前熊下田171番地)	連絡先/☎64-2333 FAX 64-2337 Mail shogaisoudan@hm.aitai.ne.jp													
相談支援おかげさん														
開所日/月曜日から土曜日 9:00～17:00	休 日/日曜日及び年末年始													
所在地/長久手市岩作平子34番地1 レジデンス千代萬1階	連絡先/☎41-8807 FAX 76-1830 Mail sodan@momochidori.jp													
<b>ボランティア相談</b> 〈社会福祉協議会☎61-3434〉	ボランティアの紹介及びボランティア活動についての相談を受けます。	第1土曜日 10:00～11:30 第1～第4水曜日 13:00～15:30 要予約												
<b>福祉のなんでも相談</b> 〈社会福祉協議会☎62-4700〉	「誰に相談したらいいかわからない」ことなど、なんでも相談員(CSW)がお話を伺い、必要に応じて専門機関へつなぎます。	原則火曜日～日曜日 9:00～16:00												







令和7年度 ながくて福祉ガイド 高齢者編

発行 長久手市

〒480-1196 愛知県長久手市岩作城の内60番地1

福祉部 長寿課

いきいき長寿係 ☎0561-56-0631

介護保険係 ☎0561-56-0613

FAX 0561-63-2940

E-mail [chouju@nagakute.aichi.jp](mailto:chouju@nagakute.aichi.jp)

この印刷物は、多くの人に分かりやすく、  
読みやすいように工夫されたユニバーサルデザインフォントが使用されています。